

自転車の乗車人員の年齢制限に関する規定の改正

令和2年6月30日（火）施行

自転車の幼児同乗に関する規定

1 改正されたもの

① **6歳未満の者** 1人を幼児用座席に乗車させている場合



② 幼児用座席に**6歳未満の者** 2人を乗車させている場合



③ 幼児用座席に**6歳未満の者** 1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



幼児二人同乗用自転車に限る

改正



幼児用座席に乗車させることができる者を

「**6歳未満の者**」

から

「**小学校就学の始期に達するまでの者**」

に改正されました。

2 改正されなかったもの

④ 4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



参考（違反となるもの）

3人同乗



背負わず抱っこ



自転車
安全利用
五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

- 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう
- 自転車を安全に使うために、定期的に点検整備を行いましょう
- 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう